（一財）八尾市人権協会　〒581-0004 八尾市東本町 3-9-19-312　TEL072-924-9853　FAX072-924-0134

2026年7月8日号
NO 3 号

じんけんを「他人ごと」から「自分ごと」へ

OYAOYA 通信

じんけんにゃんだふる　じんけんわんだふる

学びのホームグラウンド　じんけん楽習塾

７月８日のじんけん楽習塾は「女性の生きづらさはどこから？～性暴力、SRHR、共同親権を考える～」がテーマです。講師は高見　陽子さん（ウィメンズセンター大阪　スタッフ）です。

ウィメンズセンター大阪スタッフとして 45 年間活動
性暴力救援センター運営や支援活動にも深く関わる

みんなのふりかえり　３回目６/24

映画制作を通じて向き合った部落差別のいま

満若 勇咲さん（映像作家）

映像作品を創るうえで部落差別とどう向き合うか、何を大切にしたかを、過去の失敗や自身の経験を交えながら、芸術家ならではの視点で話していただきました。

＜参加者の感想＆ふりかえり＞

●部落問題に対しての作品づくりでのジレンマがとても伝わってきました。見えない差別、スモールワールドという表現に納得する部分が多く、差別事象に向き合う際、いかに伝えるのかということに対して大変参考になりました。

●今まで部落差別について学ぶ機会はありましたが、映像制作から伝えたいことが新鮮な感じで受け取りました。目から入ってくるイメージ、言葉のイメージって大切で自分たちが受け取るイメージで差別していることはあるのかもと思いました。

差別している人を描かれているという話しでしたが、記録の意味もあるというのが印象的でした。

人の対話を大切に描かれたという本作品を観てみたいと思いました。ありがとうございました。

●映画を観てみようと思います。タブー視すること自体が差別意識するがあるということなのだと気づきました。

海外でも上映されていて、海外の方々も、自分中の課題意識と結びつけて観ていたというのが印象的でした。

●映画を撮影するにあたって、どのように部楽問題と向き合ったのかお話を聞き、自らが人権学習と向き合うための刺激となりました。

ありがとうございました。

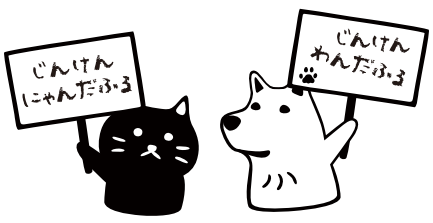

『私のはなし 部落のはなし』
監督：満若勇咲
プロデューサー：大島新
撮影：辻智彦
編集：前嶌健治

●大変勉強になりました。言葉にならないもやもやがたくさんあり、今後も考えていきたいと思います。「言葉は語らないことには変わっていかない」だから、しっかり語っていきたいと思います。ありがとうございました。
●出演者に闘う姿勢が見られないという批判があったというのが印象的でした。自分もその批判を受けたことがありますが、そのギャップに気づいてもらうことも大切だと思います。
●部落差別の難しいところは、実体が見えにくいためにネガティブなイメージが先行してしまっていることなのかと感じました。そのため、制作された映画では、作られたフィクションというスタイルではなく、できるだけ実在する人物の実体験や正直な気持ちを表現することが、最も真実が伝わりやすく、素直に受け取ることができる手法であると思いました。
●見逃していて残念でした。見てから今日の話しを聞いたら、いやいや聞いて見たくなったからいいか、とも思いました。何となくタブー視している忌避意識はどこから来たのか、よく考えて次はどうするかに繋げたいと思います。
●私は「にくのひと」「私のはなし部落のはなし」両方観ました。監督にとって作品はわが子のようなもので、お蔵入りさせるのはつらい決断だったろうと思います。差別語・賤称語についても、その使い方が良い・悪いと議論するのが大事なので、提示しないと語れないです。単純な啓発映画だらけの中、満若監督の作品は貴重だと思います。資料にあった福井紳一氏の批判は笑止千万でした。学生運動時代のままの人ですね。
●監督が対話の中から浮かび上がってくるものを大切にされていることを感じた。
　グループでの話し合いではなんていうか自分の薄っぺらさを痛感した。
●差別をなくしたいという思いがある人全てが当時者だとおもいます。
　満若さんが映画監督として、映画をとることで差別をなくす行動をしておられることがとてもすごいと感じました。
●映画は見ていませんが、存在は知っていたので、撮影に至る背景等を知ることができて良かったです。

連絡

　毎回ふりかえり用紙をくばります。オンラインの場合はファイルを送ります。
後でメールまたは、ファックスでもいいので送ってください。お願いします。通信に反映させたいと思います。（公開だめなものはオープンにしません）
　写真を撮影しますが、ＯＹＡＯＹＡ通信、八尾市人権協会のホームページなどで使用する場合があります。なるべく個人が特定しにくいものをと考えていますが、困るという方は事務局に申しつけください。